

ロボットに関わる保険商品(メニュー)指針

リスクの種類		ロボットメーカー		ユーザ(サービス事業者)		個人ユーザ					
		< 事例 >		< 対応保険 >		< 対応保険 >					
賠償リスク		メーカー製造のロボットが原因となって、他人の身体・生命を害した、または財物を損壊したことに對する損害賠償。		< 生産物賠償責任保険(PL保険) > 各種の生産物を製造・販売する業者や、各種の工事・作業を行うものが製造・販売した製造物の欠陥が原因で生じた事故 仕事の結果に起因して発生した事故により、法律上負担する賠償責任を補填するもの。なお、生産物それ自体や仕事を行った部分、回収費用等の損害は免責。 「中小企業PL保険制度」：商工3団体(日本商工会議所、全国商工連合会、全国中小企業団体中央会)参加団体会員のための保険制度。		業務(またはプライベート)上、ロボットを用いたことによって生じた事故に起因して、他人の身体・生命を害し、または財物を損壊したことに對する損害賠償。		< 施設賠償責任保険 > 施設の所有・管理による賠償責任を補償する保険で、構造上の欠陥や管理上の不備による賠償事故も補償。所有している施設や管理している施設内での事故により、他人にケガを負わせたり、他人のモノを破損させたことによる法律上の賠償責任を補償する。		< 個人賠償責任保険 > 個人で加入する保険。日常生活の中で、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の保険で家族全員が補償対象。	
物的損害リスク	ロボット本体	製品引き渡し後の保険で、物損事故に伴う損害補償。	< 商品付帯動産総合保険 > メーカーが商品購入者に替わって動産総合保険の契約者となる契約方式。個別リスクを勘案したオーダーメイドの保険商品で、引受基準は厳しくならざるを得ず、必ずしもすべてのロボットに付保できるものではない(以下、マークの商品も同様)。		使用中・輸送中のロボットが損害を被った場合の補償。		< 動産総合保険(動産保険) > 商品、機械・器具、現金・有価証券などの、動産の保管中・使用中・輸送中の損害がワイド補償される保険。 一般の火災保険では、保管中の動産は補償されるが、使用中・輸送中の動産は補償されない。動産保険は資産価値が大きく、場所を限定せず、あちこち移動させて使われる動産を1点ずつ特定して契約できる保険。オールリスク補償で(地震を除く)あらゆる損害が補償される。		< 動産総合保険 > 前出		
	ロボットの周囲にある財物		< ギャランティ機械保険 > 新たに納入される機械設備を総括的に保険の対象とし、その機械設備・装置が設計・材質・製作あるいは組立作業の瑕疵、または欠陥による偶然な事故によって損害を被った場合に、保証書上、納入者として負担するべき修理費を支払う保険。		ロボットが偶発的な事故によって損害を受けた場合の補償。		< 機械保険 > 保険の対象となる機械が偶発的な事故によって損害を受けたとき、その復旧修理費に対して支払う保険(火災事故を除く)。				
経済損害(費用・利益)リスク		ロボットの欠陥が発覚した場合、リコール製品を回収するために支出した費用の損害補償。		< リコール費用保険 > 被保険者の製造・販売もしくは取扱った製品が、消費者の身体障害や財物損壊をひき起こしたり、またはその恐れがあることが発見されたことにより、製品を回収するために支出した費用損害に対して保険金を支払う保険。 「リコール費用担保特約」：前出の中小企業PL保険制度での加入者が契約対象のリコール費用特約制度。		ロボットが原因の事故によって休業することに対する補償。 < 営業継続費用保険 > 火災などの事故により営業活動ができなくなったときに、営業活動を継続するための必要かつ有益な追加費用を補償。 < 利益保険 > 火災、落雷、破裂・爆発などの突如の事故に見舞われ休業しても、出費を免れない固定費や営業利益を補償。		< 所得補償保険 > 病気やケガによって就業不能となった場合に、被保険者の喪失する所得に対し保険金が受け取れるもので、職業に従事している人が対象。			
傷害リスク		例えば、ロボットの実証試験等に技術者が労災事故を起こしたことに對する補償。		< 労災総合保険 > 万一、従業員が労災事故を被ると、政府労災保険からの給付だけでは実際の補償面で不足する。そこで、労災総合保険は、企業が独自に行なわなくてはならないプラス補償による負担を肩代りする保険。 < 傷害保険 > 各種の傷害保険があるが、代表商品としての普通傷害保険では被保険者本人のみ有効な傷害保険。事故が起きた場所は問わず、室内や海外でも傷害保険は有効。		ロボットが原因となって、傷害を被ったことに對する補償。 < 労災保険 > 前出 < 傷害保険 > 前出		< 傷害保険 > 前出			
その他リスク		メーカーやサービス事業者等における顧客情報の漏洩に伴う損害賠償。 または、ロボットに集積した個人情報製品が製品の欠陥により回線を通じて流出した場合の損害賠償。		< 個人情報取扱事業者保険 > 偶然な事由により個人情報を漏洩した、またはその恐れが生じた場合に、被保険者が損害賠償請求を受けた場合に負担する法律上の損害賠償金、訴訟費用等を補償する。		同左 < 個人情報取扱事業者保険 > 前出					
その他の補償制度		SGマーク製品の欠陥により人身事故が起きた場合の補償。		< SGマーク制度 > (財)製品安全協会が安全を補償するマークとして産み出した制度で、工場等登録・型式確認で適合された製品にSGマークを公布する。SGマーク製品の欠陥により人身事故が起きた場合、1億円を限度とする対人賠償保険が付いている。製品例として携帯用簡易ガスライター、幼児用三輪車、乳母車、ゴルフクラブ、電動介護用ベッド等110余の製品がある。							